

# 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

平成 21 年 7 月 17 日

条例第 58 号

改正 平成 23 年 12 月 27 日 条例第 58 号 平成 27 年 3 月 31 日 条例第 54 号

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例をここに公布する。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品の安全性の確保並びに当該確保によってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上をいう。
- (2) 食品 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 1 項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）及び添加物（食品衛生法第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）並びに器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

## (基本理念)

第 3 条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

- 3 食の安全・安心の確保は、食品関連事業者がその取り扱う食品等の安全性の確保又はその取り扱う生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。第5条第2項において同じ。）が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることにかんがみ、食品関連事業者の自主的な取組を促進することにより、行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、県、県民及び食品関連事業者における情報の共有及び相互理解に基づく協力の下に、行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県民の食の安全・安心の確保に対する関心及び理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者の責務等）

- 第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、食の安全・安心の確保を図る責務を有する。
- 2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等又は生産資材に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
  - 3 食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 第6条 消費者は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策について意見を表明するよう努めるものとする。

（関係機関との連携強化）

- 第7条 県は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、国、市町村その他の関係機関との連携の強化に努めるものとする。

（指針の策定）

- 第8条 知事は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保の推進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めるに当たっては、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(食品等の流通の過程の各段階における適正な管理に関する助言、指導等)

第9条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階における適正な管理に関し助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な情報提供の促進)

第10条 県は、食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に資する情報の自主的な提供を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有並びに情報及び意見の交換の促進)

第11条 県は、県、県民及び食品関連事業者における食の安全・安心の確保に資する情報の共有を図り、並びに関係者相互間の当該情報及び意見の交換を促進するため、関係者の交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する施策との連携)

第12条 県は、食品の安全性の確保に資する情報の提供に関する施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保のための助言、指導等)

第13条 県は、食品関連事業者と消費者の相互理解の増進のため、食品関連事業者に対し、食品表示法(平成25年法律第70号)その他の法令の規定による食品の表示の制度の適切な運用を確保するために必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品等の自主回収の報告)

第14条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該回収に係る食品等の生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料するときは、規則で定めるところにより、その着手後速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 特定事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第3項第1号において同じ。)

- (2) 回収の対象となる食品等の名称及び商品名
  - (3) 回収に着手した年月日
  - (4) 回収の理由
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による報告をすることを要しない。
- (1) 回収の対象となる食品等が県内において流通していないことが明らかである場合
  - (2) 回収の対象となる食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合
  - (3) 食品衛生法第 19 条第 2 項の規定に違反する事実があると思料する場合であつて、同法の他の条項に違反する事実がないと思料するとき。
  - (4) 食品表示法第 5 条の規定（同法第 4 条第 6 項に規定する食品表示基準のうち保存の方法、消費期限その他当該食品表示基準に従った表示がされていないことにより県民の健康が損なわれるおそれがある事項として規則で定めるものの表示の基準に係るものを除く。）に違反する事実があると思料する場合であつて、食品衛生法の規定に違反する事実がないと思料するとき。
- 3 第 1 項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。
- (1) 特定事業者の氏名及び住所
  - (2) 回収した食品等の名称及び商品名
  - (3) 回収を終了した年月日
  - (4) 回収した食品等の処分方法及び時期
  - (5) その他規則で定める事項
- 4 前 3 項の「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む食品関連事業者及びその組織する団体
  - (2) 食品等を販売することを営む食品関連事業者であつて、当該食品等の販売者として当該食品等とその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者
- 5 知事は、第 1 項の規定による報告を受けたときはその内容を、第 3 項の規定による報告を受けたときはその旨を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(食品等輸入事務所等の届出)

第 15 条 食品等（その原料又は材料として使用される農林水産物を除く。附則第 2 項において同じ。）を輸入する食品関連事業者（以下「食品等輸入事業者」という。）は、県内の事務所又は事業所において当該輸入に係る関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入の申告又は同法第 73 条第 1 項の規定による承認の申請に係る業務（以下「輸入申告等業務」という。）を行った場合で、当

該申告に基づく許可（以下「輸入許可」という。）又は当該申請に基づく承認（以下「輸入許可前における食品等の引取承認」という。）を受けたときは、当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認が当該事務所又は事業所（以下「食品等輸入事務所等」という。）において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認である場合に限り、規則で定めるところにより、食品等輸入事務所等ごとに、当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の日前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日）から 15 日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 食品等輸入事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 食品等輸入事務所等の名称及び所在地
  - (3) 主要な輸入品目
  - (4) その他規則で定める事項
- 2 食品等輸入事業者は、前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又は食品等輸入事務所等を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 17 条 第 15 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条、第 16 条及び第 18 条並びに次項及び附則第 4 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 16 条の規定の施行の日前に食品等の輸入について輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けた食品等輸入事業者であつて、同日において現に当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認に係る輸入申告等業務を行った県内の食品等輸入事務所等を有するものは、同日において当該食品等輸入事務所等において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の日前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日）から 15 日以内」とあるのは、「平成 22 年 4 月 15 日まで」とする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

4 知事は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日条例第 58 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 54 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 45 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。